

平成30年 3月12日

宇城市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

宇城市農業委員会
会長 中山 秀光

第1 基本方針

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられた。

宇城市においては、平地と山間部が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、宇城市農業委員会の指針として、具体的な取組を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

目標と実績	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年12月)	6,022.9 ha	372.9 ha	6.19 %
3年後の目標 (平成32年12月)	5,809.7 ha	309.7 ha	5.33 %
目 標 (平成35年12月)	5,607.3 ha	257.3 ha	4.58 %

注1：管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員の地区割による、農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(荒廃農地調査で再生利用が困難な農地)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

目標と実績	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成29年3月)	5,700.0 ha	888.0 ha	15.6 %
3年後の目標 (平成32年3月)	5,550.0 ha	1,110.0 ha	20.0 %
目 標 (平成35年3月)	5,400.0 ha	1,350.0 ha	25.0 %

注1：管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

【参考】担い手の育成・確保

目標と実績	総農家数 (うち 主業農家数) *農林業センサス	担い手		
		認定農業者		認定新規 就農者
		個人	法人	
現 状 (平成 29 年 4 月)	2,697 戸 982 (戸)	652 経営体	34 経営体	18 経営体
3年後の目標 (平成 32 年 4 月)	2,427 戸 2,063 (戸)	597 経営体	36 経営体	20 経営体
目 標 (平成 35 年 4 月)	2,184 戸 1,754 (戸)	542 経営体	38 経営体	22 経営体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。また、上記の参考値は、「人・農地プラン」等の見直しに当たっても活用する。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は2015年農林業センサスの数値を記入する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会は、人と農地の問題解決のための「人・農地プラン変更に向けた集落座談会」や農業者への営農意向調査を通じて、農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに協力する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は町、農地中間管理機構、農協等と連携し、ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定等について

農地の利用調整については、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、集落等の話し合いを推進し農地中間管理機構による簡

易な基盤整備事業の活用と併せ地域に応じた取り組みを行う。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

目標と実績	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)
現 状 (平成 29 年 3 月)	3 経営体 (1.7 ha)
3年後の目標 (平成 32 年 3 月)	2 経営体 (1.0 ha)
目 標 (平成 35 年 3 月)	2 経営体 (1.0 ha)

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地等の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構や関係機関と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、適切な対応を図っていく。

② 新規就農（参入）の確保について

新規参入者からの相談に応じ、農業委員及び推進委員が農地をあっせんするなど、地域で円滑に就農できるようアドバイスする。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会の区域内において農地の遊休化が深刻な地域については、円滑な地域営農の向上への対応を図り、新規就農等を促進する。

農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図る。